

安曇野市小規模保育事業の認可基準ガイドライン

令和8年8月
安曇野市教育委員会
子ども家庭支援課

目次

1.家庭的保育事業等の認可について	1
2.小規模保育事業とは.....	1
3.家庭的保育事業等における一般原則	1
4.認可申請の流れ.....	2
5.認可の基準等	3
事業者の要件	3
＜全事業者＞	3
＜社会福祉法人・学校福祉法人以外の事業者＞	3
職員の配置	5
＜職員配置＞	5
＜保育に従事する職員の資質及び向上＞	5
＜他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準＞	6
施設等の整備	6
＜施設設備＞	6
保育等の提供	12
＜連携施設の確保＞	12
＜保育時間＞	12
＜保育の内容＞	13
＜差別・虐待の禁止＞	13
＜食事提供＞	13
＜食事提供の特例＞	13
衛生・健康の管理.....	14
＜衛生管理＞	14
＜健康管理＞	14
運営上の留意点	14
＜重要事項の規定＞	14
＜保育安全計画の策定＞	15
＜非常災害時の対策＞	16
＜自動車を運行する場合の注意＞	16
＜保護者との連絡＞	16
＜秘密の保持＞	16
＜苦情対応＞	16
＜賠償責任保険＞	16
＜帳簿の整備＞	17
＜認可事項の変更＞	17

<その他>	17
6.参考資料	18
<事業者の欠格要件>	18
<家庭的保育者の欠格要件>	21
<調理業務の委託>	22

1.家庭的保育事業等の認可について

家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)を市内で行う場合は、児童福祉法第(以下「法」という。)34 条の 15 第 2 項の規定により、市の定める基準に基づく認可を受ける必要があります。

認可の規準等については、児童福祉法及び関連法令によるほか、安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「市条例」という。)、安曇野市家庭的保育事業等の認可に関する規則(以下「市規則」という。)に基づきます。

このガイドラインは、家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業について記載したものです。

2.小規模保育事業とは

本ガイドラインにおける小規模保育事業とは、保育を必要とする乳幼児で原則3歳未満のものについて、当該乳幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が6人以上 19 人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業をいいます。

小規模保育事業には、A 型(保育所分園やミニ保育所に近い形態)、B 型(A 型と C 型の中間形態)、C 型(家庭的保育・グループ型小規模保育に近い形態)の3つの種類があります。

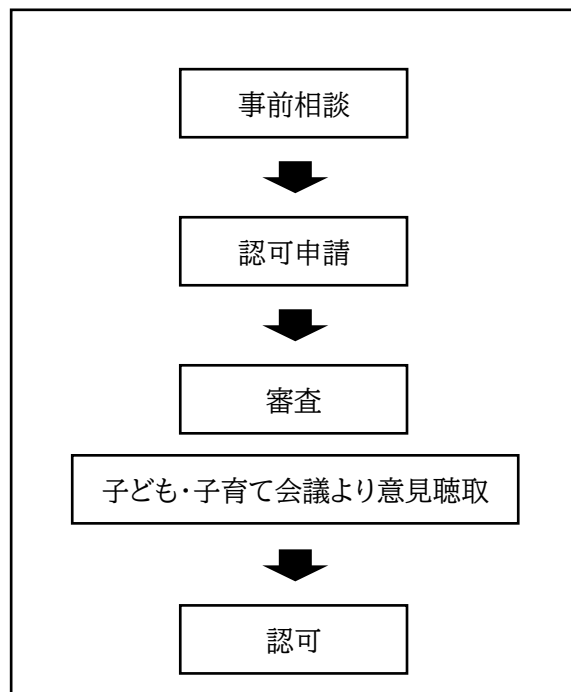
3.家庭的保育事業等における一般原則

小規模保育事業を含むすべての家庭的保育事業等を実施する者は、以下の原則を順守して事業を実施する必要があります。

- 1 事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。
- 2 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 事業者は、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 小規模保育事業所等には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するための必要な設備を設けなければならない。
- 6 小規模保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない

4.認可申請の流れ

手続きの大まかな流れは下記の通りです。



家庭的保育事業等の認可については、教育・保育を必要とする子どもの数や教育・保育施設等の整備状況等を勘案し、地域の実情に応じた教育・保育体制が充足しているかによって必要性を判断しています。

そのため、認可基準を満たしている場合でも認可を行わないことがあります

申請にあたっては、必ず市に事前相談をしてください。

※3歳以上児のみの小規模保育事業の認可は実施していません。

5.認可の基準等

認可の基準は、法、省令、その他関係法令、市条例及び市規則等に定めるところによります。

事業者の要件

<全事業者>

(1)	保育所保育方針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)に準じた保育を行うこと。
(2)	国税及び地方税に滞納がないこと。 ※申請者が法人の場合 国税(法人税・消費税)、都道府県民税(法人都道府県民税・法人事業税)、市区町村民税及び固定資産税に係る納税証明書又は未納がないことの証明書 ※申請者が自然人の場合 国税(所得税・消費税)、都道府県民税(個人都道府県民税・個人事業税)、市区町村民税及び固定資産税に係る納税証明書又は未納がないことの証明書
(3)	児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと
(4)	安曇野市暴力団排除条例(平成 24 年安曇野市条例第3号)に規定する暴力団員及び暴力団関係者に該当しないこと。
(5)	事業運営及び会計処理を適切に行い、市が報告を求める場合は速やかにこれに応じること。

<社会福祉法人・学校福祉法人以外の事業者>

(1)	当該事業規模に応じた、必要な経済的基礎があること。	
	下記①・②の両方を満たすこと。	
	なお、認可を受ける主体が他事業を行っている場合は③も満たすこと。	
	①	原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。又は、国若しくは地方公共団体以外から貸与を受けているときは、年間の賃借料に相当する資金を普通預金、定期預金、国債等により保有していること。
(2)	②	保育所の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。
	③	直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。
(2)	経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)が社会的信望を有すること。	

(3)	実務を担当する幹部職員(施設長等)が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。	
	下記①・②の両方を満たすか、③を満たすこと。	
	①	実務を担当する幹部職員が、保育所等※において 2 年以上勤務した経験を有する者か、これを同等以上の能力を有すると認められる者であること。 または、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。 ※保育所等は、保育所、児童福祉施設(保育所以外)、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等とする。
	②	事業の運営に関して、設置者の相談に応じ、又は意見を述べる運営委員会を設置すること。なお、委員の選出にあたっては社会福祉事業の知識・経験を有する者、保育サービスの利用者、実務を担当する幹部職員を含むこと。
	③	経営者に保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

◆不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合

ア 設置者が「社会福祉法人」のとき

- (1) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
- (2) 貸与を受けている土地又は建物については原則として地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合等、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。

イ 設置者が「社会福祉法人以外」のとき

- (1) 貸与を受けている土地又は建物については、原則として地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合等、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。
- (2) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (3) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるため、年間の賃借料に相当する資金を普通預金、定期預金、国債等により保有していること。
- (4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

職員の配置

<職員配置>

	A 型	B 型	C 型
定員	6～19 人		6～10 人
配置職員	保育士※ ¹ 、 嘱託医、調理員※ ²	保育従事者、嘱託医、調理員※ ²	家庭的保育者※ ³ 、(家庭的保育補助者※ ⁴)、嘱託医、調理員※ ²
保育従事 人数	保育所配置基準 +1 名		家庭的保育者 1 人につき、 0～2 歳児 3 人以下 ※家庭的保育補助者を置く 場合は 5 人以下
資格	保育士	保育従事者のうち 1/2 以上が保育士 (無資格者は市教育委員会 が指定する研修を修了)	家庭的保育者
※¹ 保健師又は看護師 1 名に限り、保育士とみなして計算することができる。 ※² 調理業務を全部委託、外部搬入する場合は配置せずともよい。 ※³ 市教育委員会が指定する研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると教育委員会が認める者であり、次の(1)・(2)のいずれにも該当する者。 (1) 保育を行っている利用乳幼児の保育に専念できる者。 (2) 法第 18 条の5各号及び法第 34 条の 20 第1項第3号のいずれにも該当しない者。 ※⁴ 市教育委員会が指定する研修を修了した者。 *「市教育委員会が指定する研修」とは、子育て支援員研修の地域保育コース(地域型保育)又は家庭的保育者基礎研修その他これに準じる研修とする。			

<保育に従事する職員の資質及び向上>

- ・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものであること。
- ・職員は常に自己研鑽さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な

知識及び技能の修得、維持及び向上に努めること。

・事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

＜他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準＞

・事業者は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該小規模保育事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができることとする。

施設等の整備

＜施設設備＞

		A 型	B 型	C 型
設備※1	0～1 歳	乳児室又はほふく室、調理設備※2 及び便所		
	2 歳以上	保育室又は遊戯室、屋外遊技場、調理設備※2 及び便所		
面積※4	乳児室・ほふく室	1 人 3.3 m ² 以上		
	保育室・遊戯室	1 人 1.98 m ² 以上	1 人 3.3 m ² 以上	
	屋外遊技場※3	1 人 3.3 m ² 以上		
耐震	昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準又はそれに準じるもの※5 であること。			
補足				
※1 保育室等は原則として 1 階に設け、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分に考慮すること。2 階以上に設ける場合は「◆保育室等を 2 階以上に配置する場合の規準」に該当するものであること。 ※2 調理委託及び施設搬入する場合においても加熱、保存等の調理機能を有する設備等を備えること。(電子レンジ等の再加熱のための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食配膳のための適切な用具及びスペース等) ※3 敷地内に遊技場を設けることが難しい場合は、施設付近に屋外遊技場に代わる公園や広場等があれば代替遊技場として差し支えない。ただし、代替遊技場とする場合は、該当公園等の近隣住民及び管理団体と十分に調整を図ること。 ※4 居室面積は内法の有効面積で算出し、柱や固定された家具等は面積に含めないこと。 ※5 新耐震基準に準じるものとは、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年度国土交通省告示第 184 号)に定める方法による耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては Is 値が 0.6 以上かつq値が 1.0 以上、木造の建築物にあっては Iw 値が 1.0 以上であるものとする。				

◆保育室等を 2 階以上に配置する場合の規準

・乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける場合は、次の(1)、(2)及び(6)の要件に該当するものであること。保育室等を3階以上に設ける場合は、次の(1)から(8)までの要件に該当するものであること。なお、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、利用乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。

- (1) 保育室等を2階に設ける場合の建物は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(従来の簡易耐火建築物等にあたる同号口に該当するものを除く。)であること。
保育室等を 3 階以上に設ける場合の建物は同法に規定する耐火建築物であること。
- (2) (別表)左欄に掲げる保育室等を設ける階に応じて、中欄に掲げる区分ごと、右欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。
- (3) (2)に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 112 条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - ① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - ② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 小規模保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) 小規模保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(別表)

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

*** 保育室等を2階に設ける場合の留意点**

(1) 常用・避難用設備について

- ① 常用の階段として屋内階段又は屋外階段を1以上設けること。また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路もしくはこれに準ずる設備又は屋外階段を

1以上設けること。

- ② 避難用の屋内階段を設ける場合は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造とすること。

ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合は、併せて同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たす特別避難階段に準じた構造とすること。

- ③ ②の特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていること。

- ・バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- ・付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- ・屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第19項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

- ④ 待避上有効なバルコニーは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について(平成5年住指発第225号、住街発第94号)」等を踏まえ、次の要件を満たす構造とすること。

- ・バルコニーの床は準耐火構造とすること。
- ・バルコニーは十分に外気に開放すること。
- ・バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
- ・屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
- ・バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね1/8以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面すること。なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室等から50m以内に直通階段が設置されていなければならないこと。

- ⑤ 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すこと。

- ⑥ 屋外傾斜路に準ずる設備とは、非常用滑り台とすること。

- ⑦ 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、かつ、利用乳幼児の避難に適した構造とすること。
- ⑧ 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、利用乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意すること。
- (2) 保育室等、廊下、便所、テラス等利用乳幼児が通行、出入りする場所には、利用乳幼児の転落防止のための金網、柵等を設けるか、窓の開閉を利用乳幼児子どもが行なえないようにすること。また、階段について、利用乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に利用乳幼児が開閉できない柵を設ける等、利用乳幼児の転落防止に十分留意するほか、利用乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って利用乳幼児が立ち入ることのないようにすること。
- (3) 屋外階段等の外気に開放された部分を避難経路とする場合は、積雪等により利用乳幼児の避難に支障が生じないよう必要な防護措置を講じること。

*** 保育室等を3階に設ける場合の留意点**

(1) 常用・避難用設備について

- ① 常用の階段として屋内階段又は屋外階段を1以上設けること。また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設けること。
- ② 避難用の屋内階段を設ける場合は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造とすること。
ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合は、併せて同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たす特別避難階段に準じた構造とすること。
- ③ 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、かつ、利用乳幼児の避難に適した構造とすること。
- ④ 階段について、避難上有効な位置に設置する必要があるため、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段付近で火災が発生した場合等に、他の階段が使用できなくなるような事態が生じないようにすること。
- ⑤ 保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等から階段のうち1つの階段に至る距離が30メートル以下となるようにすること。この場合、距離は直線距離でなく、歩行距離とし、実際の測定は保育室等の最も遠い部分から行なうこと。
- ⑥ 階段は利用乳幼児の避難に適したものであることを要するので、踏面、けあげ、手すり、踊場等が避難の際に、利用乳幼児の安全が確保できるようなものとすること。

(2)調理設備について

- ① 調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてもよいこと。この場合、利用乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。
- ② スプリンクラー設備については、消防法施行令第12条に定めるとおりとし、スプリンクラー設備に類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について(昭和63年消防予第136号)」に規定するパッケージ型自動消火装置等とすること。
- ③ 自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第11条に定める「自動消火装置」をいうこと。その構造は、調理用器具の種類に応じ、次に掲げる装置から適切なものを選択しなければならないこととし、外部への延焼防止措置として、「火災予防条例(例)について」(昭和36年自消甲予発第73号)に基づき、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料(ガラスを除く。)製の扉を設けること。

- ・レンジ用簡易自動消火装置
- ・フライヤー用簡易自動消火装置
- ・レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置
- ・フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置

※いずれも「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成5年消防予第331号)を参照すること。

- ④ 強火力の火気設備を設けた厨房は、建築基準法上火気使用室として取り扱われること。
 - ⑤ 防火区画は、耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備で区画することとし、しっくい壁等は認められないこと。
- (3)保育所の各室、廊下等の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料ですること。
- (4)保育室等、廊下、便所、テラス等利用乳幼児が通行、出入りする場所には、利用乳幼児の転落防止のための金網、柵等を設けるか、窓の開閉を利用乳幼児子どもが行なえないようにすること。また、階段について、利用乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に利用乳幼児が開閉できない柵を設ける等、利用乳幼児の転落防止に十分留意するほか、利用乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って利用乳幼児が立ち入ることのないようすること。
- (5)非常警報器具又は非常警報設備は、保育所内に火災の発生を報知する設備であって、鐘、ベル等の設備を設ける必要があること。
- (6)屋外階段等の外気に開放された部分を避難経路とする場合は、積雪等により利用乳幼児の避難に支障が生じないよう必要な防護措置を講じること。

保育等の提供

<連携施設の確保>

連携施設（連携協力を行う市内認定こども園、保育所、幼稚園）を適切に確保し、連携内容や費用負担、責任の所在等を明確にした協定書及び緊急時の連絡網を作成すること。

（連携施設の主な役割）

①	保育内容の支援	必 須
	・利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会（合同保育）を確保すること。 ・小規模保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援すること。	
②	代替保育の提供	必 須
	・必要に応じ代替保育（小規模保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、事業者に代わって提供する保育）の提供すること。	
③	卒園後の受け皿	任 意
	・小規模保育事業における保育の終了後、保護者の希望に基づき、連携施設において利用乳幼児を受け入れて教育・保育を提供すること。	
④	その他	任 意
	・連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合、連携施設と合同で健康診断を行うこと。 ・園児の健康増進のため、連携施設の園庭等を定期的に利用すること。 ・搬入施設において食事を調理し、搬入すること。等	

※連携施設の確保は原則的に事業者が行うが、確保が困難な場合は市へ相談すること。

<保育時間>

・保育時間は、1日につき8時間を原則とし、利用乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定めること。

<保育の内容>

・業者は、保育所保育方針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する利用乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供すること。

<差別・虐待の禁止>

- ・利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしないこと。
- ・職員等は利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしないこと。

<食事提供>

- ・利用乳幼児に食事を提供する場合は、原則として事業所内で調理すること。
- ・調理はできる限り変化に富み、かつ、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立をあらかじめ作成し、それに従うこと。
- ・食品の種類及び調理方法については、利用乳幼児の栄養、身体的状況及び嗜好を考慮すること。
- ・利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること。
- ・利用乳幼児の食物アレルギー対応については職員、保護者、嘱託医、かかりつけ医が十分に連携を図り、適切に行うこと。

<食事提供の特例>

(1)調理業務の委託

次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、調理業務を委託できるものとする。なお、委託の実施にあたっては、「保育所における調理業務の委託について(平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号)」に基づき実施すること。

要件	
(1)	利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該小規模保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
(2)	施設職員による調理と同等な食事提供の質が確保されること。

(2)食事の外部搬入

次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、搬入施設において食事を調理し、搬入する方法で食事の提供ができるものとする。

搬入施設	
(1)	連携施設
(2)	当該小規模保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

要 件	
(1)	利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該小規模保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
(2)	当該小規模保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受けられる体制の整備その他の栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていること。
(3)	当該小規模保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者を調理業務の受託者とすること。
(4)	食を通じた利用乳幼児の健全な育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

衛生・健康の管理

<衛生管理>

- ・利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じること。
- ・職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施するよう努めること。
- ・必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うこと。
- ・保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。

<健康管理>

- ・利用乳幼児に対し、学校保健安全法に規定する基準により利用開始時の健康診断及び少なくとも1年に2回の定期健康診断、臨時健康診断をすること。
- ・健康診断をした医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供等について事業者に勧告すること。
- ・職員の健康診断は少なくとも年1回行い、特に利用乳幼児の食事を調理する者については綿密な注意を払うとともに、概ね月1回の検便を実施すること。

運営上の留意点

<重要事項の規定>

次に掲げる事項について、重要事項に関する運営規程を定めること

- (ア) 事業の目的及び運営の方針
- (イ) 提供する保育の内容
- (ウ) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (エ) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (オ) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (カ) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (キ) 利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (ク) 緊急時等における対応方法
- (ケ) 非常災害対策
- (コ) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (サ) その他運営に関する重要事項

<保育安全計画の策定>

・安全確保に関する取組を計画的に実施するため、施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組等についての安全計画を定め、その安全計画に基づいて必要な措置を講じること。

・安全計画には下記に係る取組の年間予定等を記載すること。

- (ア) 施設・設備(散歩コースや緊急避難先を含む)の安全点検
- (イ) 安全管理及び防災に係るマニュアルの策定及び共有
- (ウ) 児童への安全指導
- (エ) 保護者への説明及び共有
- (オ) 実践的訓練及び研修の実施
- (カ) 再発防止策の徹底
- (キ) その他安全確保に向けた取組

・安全管理及び防災マニュアルは、以下のものを整備し、安全計画とともに全職員が共有すること。
なお、マニュアルは一体のものとして作成しても差し支えない。

- (ア) 重大事故防止マニュアル

※通常保育時、午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、バス送迎等において職員が気を付ける点、明確な役割分担を記載

- (イ) 災害時マニュアル
- (ウ) 119 番対応時マニュアル
- (エ) 緊急対応時マニュアル
- (オ) 救急対応時マニュアル
- (カ) 不審者対応時マニュアル

・研修及び訓練は、非常勤職員も含めた全職員を対象に様々な災害や事故を想定して定期的に

実施すること。

- ・利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し安全計画に基づく取組の内容等について説明・共有すること。
- ・ヒヤリハット事例の収集及び要因の分析、発生した事故の原因を分析し、再発対策を行うとともに定期的に安全計画やマニュアルの見直しを行うこと。

<非常災害時の対策>

- ・消化用具、非常口その他非常災害に際し必要な設備を設けること。
- ・非常災害に対する具体的な計画を立て、普段の注意及び訓練をするよう努めること。
- ・避難及び消化に対する訓練は少なくとも毎月 1 回は行うこと。

<自動車を運行する場合の注意>

- ・利用乳幼児の移動に自動車を利用する場合は、乗車・降車の際に確実に利用乳幼児の所在を確認すること。
- ・利用乳幼児の所在確認には、自動車に利用乳幼児の見落とし防止のための安全装置を備え、これを用いること。安全装置については、国土交通省が定める「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものとする。

<保護者との連絡>

- ・常に保育する利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について保護者の理解及び協力を得るよう努めること。

<秘密の保持>

- ・小規模保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- ・職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

<苦情対応>

- ・小規模保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じること。

<賠償責任保険>

- ・賠償すべき事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう賠償責任保険に加入すること。

<帳簿の整備>

- ・職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくこと。

<認可事項の変更>

- ・認可された事項に変更が生じる場合は届出を行うこと。

区分	変更内容	届出時期
名称、定款等の変更	・施設の名称、種類、位置 ・定款、寄付行為その他規約	変更後 1 月以内
その他変更	・建物その他設備の規模、構造、図面 ・重要事項に関する規程 ・経営の責任者、福祉の実務に当たる幹部職員	変更前 (おおよそ 1 月前)

<その他>

- ・市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
- ・施設の休止又は廃止を検討する場合は、速やかに市と事前協議を行うこと。
- ・小規模保育事業の認可申請及び運営等にあたっては、児童福祉法及び関連法令によるほか、市条例、市規則等の詳細を確認すること。

6. 参考資料

<事業者の欠格要件>

(一部抜粋)

①児童福祉法第34条の15第3項第4号に該当するもの

児童福祉法第34条の15第3項第4号

イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。))の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にあ

る者として内閣府令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。)が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者である

とき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

②安曇野市暴力団排除条例による暴力団員及び暴力団関係者に該当するもの

・暴力団員：その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の構成員

・暴力団関係者：長野県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年長野県公安委員会規則第5号)第2条に規定する者

(抜粋)

長野県暴力団排除条例施行規則第2条

(1) 暴力団員が役員(事業者の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第4号において同じ。)である事業者

(2) 暴力団員が業務統括者(支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事業所その他の組織の業務を統括する者をいう。第4号において同じ。)である事業者(前号に掲げる者を除く。)

(3) 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者(前2号に掲げる者を除く。)

(4) 次に掲げる行為をした事業者(当該事業者が法人である場合にあっては、役員又は業務統括者が当該行為をした事業者)

ア 自己若しくは自己の関係者の利益を図り又は特定の者に損害を加える目的で、暴力団の威力を利用する行為

イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対

し、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

ウ イに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動又は運営に協力する目

的で、相当の対償のない金品その他の財産上の利益の供与をする行為

エ アからウまでに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる行為

(5) 暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これらの者を相手方として、長野県暴力団排除条例第6条第1項に規定する県の事務事業の契約に係る下請その他の契約を締結した事業者

<家庭的保育者の欠格要件>

(一部抜粋)

①児童福祉法第18条の5各号に該当する者

児童福祉法第18条の5 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。

一 心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

二 拘禁刑以上の刑に処せられた者

三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者

四 第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者

五 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者

②児童福祉法第34条の20第1項第3号に該当する者

(抜粋)

児童福祉法第34条の20第1項第3号

児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

<調理業務の委託>

(一部抜粋)

(平成 10 年 02 月 18 日児発第 86 号)

○保育所における調理業務の委託について (抜粋)

調理業務の委託についての基本的な考え方

保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務について保育所が責任をもって行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましいこと。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。

二 調理室について

施設内の調理室を使用して調理させること。したがって、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。

三 栄養面での配慮について

調理業務の委託を行う施設にあっては、保育所や保健所・市町村等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。したがって、こうした体制がとられていない施設にあっては、調理業務の委託を行うことはできないものであること。

四 施設の行う業務について

施設は次に掲げる業務を自ら実施すること。

ア受託事業者に対して、一の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、保育所における給食の重要性を認識させること。

イ入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準とおり作成されているか事前に確認すること。

ウ献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。

エ毎回、検食を行うこと。

オ受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。

カ調理業務の衛生取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。

キ随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。

ク適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

五 受託業者について

受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

ア保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。

イ調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。

ウ受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。

エ調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。

オ調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。

カ調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。

キ不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

六 業務の委託契約について

施設が調理業務を業者と委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。

なお、その契約書には、前記五のア、エ、オ及びカに係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。

ア受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。

イ受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所側において契約を解除できること。

ウ受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。

エ受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと。

七 その他

(一)保育所全体の調理業務に対する保健衛生面・栄養面については、従来より保健所等による助言・指導をお願いしているところであるが、今後とも保健所や市町村の栄養士の活用等による指導が十分に行われるよう配慮すること。